

### 3.2.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象にかかる規制の内容その他の状況

#### 1) 都市計画法第八条第1項第1号の指定により定められた用途地域

事業実施想定区域及びその周囲においては、4自治体の「都市計画法」に基づく市街化区域、市街化調整区域及び用途地域の指定状況は、表 3.2-5 及び図 3.2-3 に示すとおりです。

事業実施想定区域及びその周囲においては、館山市で第一種住居地域等が見られています。しかし、事業実施想定区域は、都市計画区域の指定外となっています。

#### 2) 環境基本法第十七条の規定により策定された公害防止計画の策定の状況

千葉県では、「環境基本法」に基づき平成29年3月28日に「千葉地域公害防止計画」を作成しました。本計画の第3章の「千葉地域公害防止対策事業計画」は、地方公共団体等が実施する公害防止対策事業等に関する計画で、「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」第2条の2第1項に基づき、国の財政上の特別措置を受けることとしています。事業実施想定区域及びその周囲においては、4自治体のうち、富津市が対象地域となっています。

この計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とされています。

#### 3) 大気汚染防止法第五条の二第1項の規定により定められた指定地域

事業実施想定区域及びその周囲においては、富津市が、「大気汚染防止法」に基づく硫黄酸化物の総量規制地域として定められています。なお、窒素酸化物の総量規制地域は存在しません。

#### 4) 自動車から排出される窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第六条第1項及び第八条第1項の規定により定められた窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域

事業実施想定区域及びその周囲においては、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（以下、「自動車NOx・PM法」という。）の対策地域は存在しません。

#### 5) 幹線道路の沿道の整備に関する法律第五条第1項の規定により指定された沿道整備道路

「幹線道路の沿道の整備に関する法律」では、道路交通騒音による障害の防止と沿道の適正な土地利用の促進を図るために、沿道整備道路を指定しています。事業実施想定区域及びその周囲においては、沿道整備道路が存在しません。

6) 環境基本法第十六条第1項の規定により定められた環境基準

(1) 大気汚染

「環境基本法」に基づく大気汚染に係る環境基準は表 3.2-13 に、ベンゼン等に係る環境基準は表 3.2-14 に、微小粒子状物質に係る環境基準は表 3.2-15 に示すとおりです。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類に係る環境基準は表 3.2-16 に示すとおりです。

表 3.2-13 大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化いおう (SO <sub>2</sub> )	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

注 1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

注 2) 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。

注 3) 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。

注 4) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月、環境庁告示第 25 号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月、環境庁告示第 38 号）

表 3.2-14 ベンゼン等に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること	

注 1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

注 2) ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

出典：「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成9年2月、環境庁告示第4号）

表 3.2-15 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	微小粒子状物質による大気汚染の状況を的確に把握できると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法により測定した場合における測定値によるものとする。

注 1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

注 2) 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成21年9月、環境省告示第33号）

表 3.2-16 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

注 1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。

注 2) 大気の基準値は、年間平均値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)

及び土壌汚染に係る環境基準」（平成11年12月、環境庁告示第68号）

## (2) 水質汚濁

人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)は、表 3.2-17 に示すとおりです。生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)は、水域別に設定されており、河川に係る環境基準は表 3.2-18 に示すとおりです。

事業実施想定区及びその周囲においては、平久里川、増間川、湊川全域が A 類型に指定されています。

水質及び水底の底質のダイオキシン類に係る環境基準は表 3.2-19 に示すとおりです。また地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 3.2-20 に示すとおりです。

表 3.2-17 人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本産業規格 K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 38.1.2 (規格 38 の備考 11 を除く。以下同じ。)及び 38.2 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.5 に定める方法又は水質汚濁に係る環境基準について(以下「公共用水域告示」という。)付表 1 に掲げる方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.05mg/L 以下	規格 65.2(規格 65.2.7 を除く。)に定める方法(ただし、規格 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあっては、日本産業規格 K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。)
砒素	0.01mg/L 以下	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	公共用水域告示付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表 3 に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	公共用水域告示付表 4 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	公共用水域告示付表 5 に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	公共用水域告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	公共用水域告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあっては規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格 34.1(規格 34 の備考 1 を除く。)若しくは 34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格 34.1.1c) (注②)第三文及び規格 34 の備考 1 を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表付表 7 に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	公共用水域告示付表 8 に掲げる方法

注 1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注 2) 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表 2 において同じ。

注 3) 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

注 4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準」(昭和 46 年 12 月、環境庁告示第 59 号)

表 3.2-18(1) 生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目(河川))

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴及び B以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級 水産2級及び C以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産3級 工業用水1級及び D以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水及び Eの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2mg/L 以上	—

注1) 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)

注2) 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。)

注3) 利用目的の適応性は以下に示すとおりである。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準」(昭和46年12月、環境庁告示第59号)

表 3.2-18(2) 生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目(河川))

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物A の水域のうち、生物A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

注)基準値は、年間平均値とします(湖沼、海域もこれに準ずる。)

出典：「水質汚濁に係る環境基準」(昭和46年12月、環境庁告示第59号)

表 3.2-19 ダイオキシン類に係る環境基準(水質及び水底の底質)

媒体	基準値	測定方法
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L 以下	日本産業規格K0312に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

注1)基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン類の毒性に換算した値とする。

注2)水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」

(平成11年12月、環境庁告示第68号)

表 3.2-20 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

注 1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注 2) 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注 3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

注 4) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月、環境庁告示第10号）



(3) 騒音

騒音に係る環境基準は表 3.2-21 に、地域類型の区分は表 3.2-22 に示すとおりです。

騒音に係る環境基準は、地域類型別、昼・夜間別に基準値が定められています。

なお、南房総市及び安房郡鋸南町は、地域類型の指定がありません。

表 3.2-21(1) 騒音に係る環境基準(一般地域)

地域の類型	地域の区分	基準値	
		昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
AA	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A	専ら住居の用に供される地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
B	主として住居の用に供される地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注) この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月、環境庁告示64号)

表 3.2-21(2) 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)

地域の区分	基準値	
	昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

注) 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月、環境庁告示64号)

ただし、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として表 3.2-21(3)の基準値の欄に掲げるとおりです。

表 3.2-21(3) 騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間)

基準値	
昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
[備考] 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下)によることができる。	

注) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)等をいう。また、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月、環境庁告示64号)

表 3.2-22 自治体における騒音に係る地域類型

市町村名	地域類型	指定地域
館山市	A	第1種中高層住居専用地域
	B	第1種住居地域及び第2種住居地域
	C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
富津市	A	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
	B	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域のうち大字新井字広田、仲田及び三門地先の国道16号の両側50mの地域
	C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域

注1) 学校、保育所、病院及び患者の収容施設を有する診療所、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートル以内の域における規制基準は、5デシベルを減じた値とする。

注2) 南房総市及び安房郡鋸南町においては、地域の類型区分がされていない。

出典：「環境基本法第16条第2項の規定による騒音に係る環境基準の地域類型ごとの地域の指定について」

(平成24年3月、館山市告示第24号)

「環境基本法第16条第2項の規定による騒音に係る環境基準の地域類型ごとの地域の指定等」

(平成24年3月、富津市告示第78号)

#### (4) 土壌汚染

「環境基本法」に基づく土壌汚染に係る環境基準は、表 3.2-23 に示すとおりです。

表 3.2-23 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

注 1) 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

注 2) カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

注 3) 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注 4) 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

注 5) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年 8 月、環境庁告示第 46 号）

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく、土壌のダイオキシン類に係る環境基準は、表 3.2-24 に示すとおりです。

表 3.2-24 ダイオキシン類に係る環境基準(土壌)

媒体	基準値	測定方法
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾパラージオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を 2 種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）

注 1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラージオキシンの毒性に換算した値とする。

注 2) 環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合) には、必要な調査を実施することとする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」

(平成 11 年 12 月、環境庁告示第 68 号)

## 7) 公害防止に関する法令に基づく規制基準等

### (1) 騒音規制法第三条第 1 項及び第十七条第 1 項に基づく指定地域内における自動車騒音の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度は、表 3.2-25 に、区域区分は表 3.2-26 に示すとおりです。

なお、南房総市及び安房郡鋸南町は騒音規制法に基づく地域の指定がされていません。

表 3.2-25(1) 自動車騒音の要請限度

区域の区分	地域区分	
	昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル以下	55 デシベル以下
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル以下	70 デシベル以下

出典：「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」

(平成 12 年 3 月、総理府令第 15 号)

表 3.2-25(2) 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例

基準値	
昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
75 デシベル以下	70 デシベル以下

注) 幹線交通を担う道路に近接する区域とは、2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。

出典：「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」

(平成 12 年 3 月、総理府令第 15 号)

表 3.2-26 自治体における騒音に係る地域の区域区分

市町村名	区域の区分	指定地域
館山市	a	第1種中高層住居専用地域
	b	第1種住居地域及び第2種住居地域
	c	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
富津市	a	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
	b	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域のうち大字新井字広田、仲田及び三門地先の国道16号の両側50mの地域
	c	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域

注) 学校、保育所、病院及び患者の収容施設を有する診療所、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートル以内の域における規制基準は、5デシベルを減じた値とする。

出典：「騒音規制法第17条に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令に基づく区域の指定について」  
(平成24年3月、館山市告示第25号)

「騒音規制法第17条に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令に基づく区域の指定」  
(平成24年3月、富津市告示第72号)

(2) 振動規制法第十六条第1項に規定する道路交通振動の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度は、表 3.2-25 に、区域区分は表 3.2-26 に示すとおりです。

なお、南房総市及び安房郡鋸南町は振動規制法に基づく地域の指定がされていません。

表 3.2-27 道路交通振動の要請限度

区域の区分	地域の区分	基準値	
		昼間(8時～19時)	夜間(19時～8時)
第1種区域		65	60
第2種区域		70	65

出典：「振動規制法施行規則」(昭和51年11月、総理府令第58号)

表 3.2-28 自治体における道路交通振動の要請限度の区域の区分

市町村名	区域の区分	指定地域
館山市	第1種区域	第1種中高層住居専用地域
	第2種区域	第1種住居地域及び第2種住居地域
富津市	第1種区域	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
	第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び市街化調整区域のうち大字新井字広田、仲田及び三門地先の国道16号の両側50メートルの地域

注) 学校、保育所、病院及び患者の収容施設を有する診療所、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートル以内の域における規制基準は、5デシベルを減じた値とする。

出典：「道路交通振動の限度に関する区域並びに昼間及び夜間の時間の指定について」

(平成24年3月、館山市告示第26号)

「道路交通振動の限度に関する区域並びに昼間及び夜間の時間」(平成24年3月、富津市告示第76号)

(3) 水質汚濁防止法第三条第3項の規定による排水基準が定められた区域及び第四条の二第1項に規定する指定地域

「水質汚濁防止法第三条第3項」の規定による排水基準が定められた区域は、千葉県全域が該当します。

また「水質汚濁防止法第四条の二第1項」の規定による指定地域は、図 3.2-10 に示すとおりです。事業実施想定区域及びその周囲においては、館山市の一部、南房総市の一部、安房郡鋸南町、富津市が該当します。



図 3.2-10 水質汚濁防止法第四条の二第1項に規定する指定地域

出典：「水質汚濁防止法のでびき」（令和2年1月、千葉県環境生活部水質保全課）

8) 土壌汚染対策法第六条及び第十一条の規定により指定された区域

「土壌汚染対策法」では、土壌汚染状況調査の結果、汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない場合、健康被害が生ずるおそれがあれば、特定有害物質の汚染による人の健康被害に係る被害を防止するため、当該汚染の除去、拡散防止その他の措置を講ずることが必要な区域を要措置区域として、健康被害が生ずるおそれがなければ、汚染の除去等の措置が不要な区域を形質変更時要届け出区域として指定しています。事業実施想定区域及びその周囲においては、表 3.1-13 及び図 3.1-11 に示したとおりです。

9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第1項の規定により指定された区域

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、廃棄物が地下にある土地であつて土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものの区域を指定区域として指定しています。事業実施想定区域及びその周囲においては、表 3.1-12(1)及び図 3.1-11 に示したとおりです。

10) 千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例

「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例」では、ディーゼル自動車の運行について、条例で定める粒子状物質 (PM)排出基準を満たさないディーゼル自動車(乗用車除く)は、県内全域での運行が禁止されています。

また、ディーゼル車を運行する場合、重油や軽油を混和した燃料など粒子状物質を増大させる燃料を使用することが禁止されています。

11) 工業用水法第三条第1項で定める地域

「工業用水法」では、工業用水の合理的な供給を確保するとともに、地下水の水源の保全をはかり、地下水の合理的な利用を確保する必要がある地域が定められています。

事業実施想定区域及びその周囲においては、工業用水法による指定区域は存在しません。

12) 建築物用地下水の採取の規制に関する法律第三条第1項で定める地域

「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」では、地下水を採取したことにより地盤が沈下し、これに伴って高潮、出水等による災害が生ずるおそれがある地域について、地下水の採取を規制する地域が定められています。

事業実施想定区域及びその周囲においては、建築物用地下水の採取の規制に関する法律によるして区域は存在しません。

13) 千葉県環境保全条例による地下水採取規制

「千葉県環境保全条例」では、鉱業用、建築物用、水道用、農業用などの地下水の採取を規制する地域及び用途が定められています。

事業実施想定区域及びその周囲においては、富津市が指定地域に指定されています。

14) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条二の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」では、文化遺産又は自然遺産の一部を構成する物件であつて、顕著な普遍的価値を有すると認められるものの一覧表を公表することが定められています。

事業実施想定区域及びその周囲においては、世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域は存在しません。



15) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十六条第1項の規定により指定された生息地等保護区の区域

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」では、国内希少野生動植物種の保存のため重要と認めるものを、生息地等保護区として指定することができます。

事業実施想定区域及びその周囲においては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による生息地等保護区は存在しません。

16) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条一の規定により指定された湿地の区域

「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」では、湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進するために、国際的に重要な湿地を指定しています。事業実施想定区域及びその周囲においては、同条約により指定された湿地は存在しません。

日本では、ラムサール条約登録に向けた礎とすることや生物多様性の観点から重要な湿地を保全することを目的に「日本の重要湿地 500」が平成13年に選定・公表され、平成28年度に見直しが行われましたが、事業実施想定区域及びその周囲においては、館山湾が重要湿地に選定されています。

17) 文化財保護法第百九条第1項の規定により指定された名勝又は天然記念物又は同法第百三十四条第1項の規定により指定された重要文化的景観

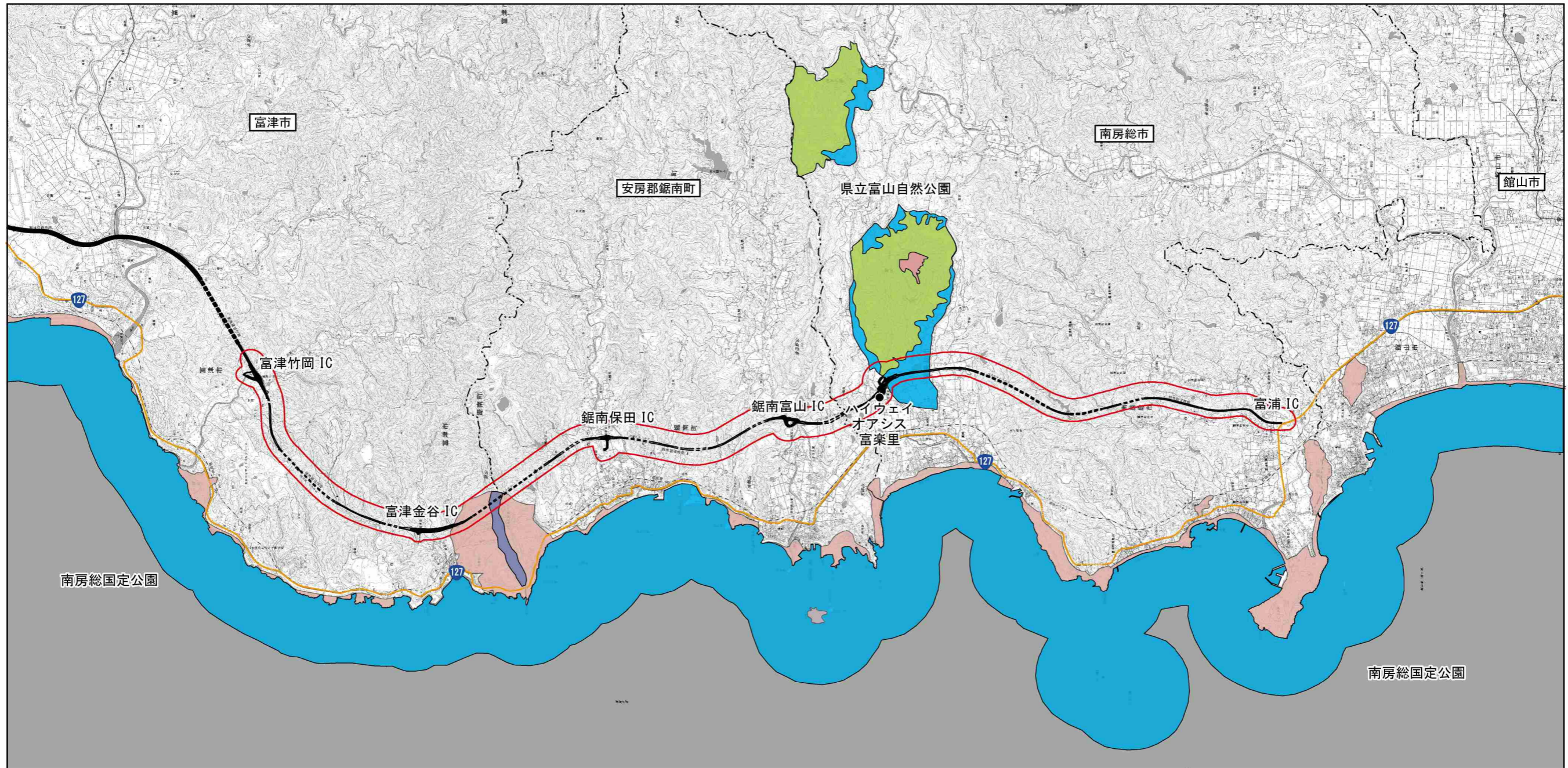
事業実施想定区域及びその周囲においては、表3.1-39及び図3.1-28に示したとおり、指定文化財が全部で48件（国指定文化財：3件、国登録文化財：3件、県指定文化財：11件、市指定文化財：31件）存在しています。

なお、事業実施想定区域及びその周囲においては、重要文化的景観はありません。

18) 自然公園法第五条第1項の規定により指定された国立公園、同条第2項の規定により指定された国定公園又は同法第七十二条の規定により指定された都道府県立自然公園の区域

「自然公園法」では、国民の保健等に役立てるとともに、生物多様性の確保に寄与するために、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の区域を指定しています。

事業実施想定区域及びその周囲においては、南房総国定公園及び県立富山自然公園が存在しています。



凡例

- 事業実施想定区域
- 既存自動車専用道路
- - - 既存自動車専用道路（トンネル部）
- · · · · 市町界
- 第1種特別地域
- 第2種特別地域
- 第3種特別地域
- 普通地域

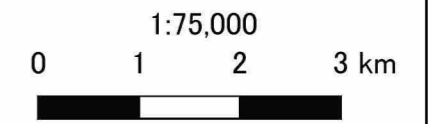


図 3.2-11 国立公園、千葉県立自然公園の区域

出典：「千葉県の自然公園一覧表」（更新日：令和元年8月1日、千葉県ホームページ）

- 19) 自然環境保全法第十四条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第二十二條第1項の規定により指定された自然環境保全地域又は同法第四十五條第1項の規定により指定された都道府県立自然環境保全地域

千葉県では、「千葉県自然環境保全条例」に基づき、優れた自然環境及び身近にある貴重な自然環境を将来に継承していくために、自然環境保全地域、郷土環境保全地域及び緑地環境保全地域の地域指定を行っています。

事業実施想定区域及びその周囲においては、自然環境保全地域に指定された地域はありません。

- 20) 首都圏近郊緑地保全法第三条第1項の規定により指定された近郊緑地保全区域

「首都圏近郊緑地保全法」では、首都圏近郊整備地帯において、良好な自然環境と相当規模の広さを有している緑地を保全するために、近郊緑地保全区域を指定しています。

事業実施想定区域及びその周囲においては、首都圏近郊緑地保全区域は存在しません。

- 21) 瀬戸内海環境保全特別措置法第十二條の七の規定により指定された自然海浜保全地区

「瀬戸内海環境保全特別措置法」では、瀬戸内海の環境の保全を図るために、自然海浜保全地区を指定しています。

千葉県は、同法に係る関係自治体ではありません。

- 22) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第五条第1項の規定により指定された近郊緑地保全区域

「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」では、近郊緑地のうち住民の健康の増進や公害等の防止の効果が著しい区域を近郊緑地保全区域として指定しています。

千葉県は、同法に係る関係自治体ではありません。

- 23) 都市緑地法第五条第1項の規定により指定された緑地保全地域又は同法第十二條第1項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域

「都市緑地法」に基づく「特別緑地保全地区制度」として、都市に残された緑地を保全するために、特別緑地保全地区が指定されています。

事業実施想定区域及びその周囲においては、特別緑地保全地区に指定された地域はありません。

- 24) 都市緑地法第四条第1項により市町村が定める緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画(「緑の基本計画」)

「都市緑地法」に基づき、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を定めることができます。

事業実施想定区域及びその周囲においては、緑地の保全及び推進に関する基本計画を定めている地域はありません。

25) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第1項の規定により指定された鳥獣保護区等の区域

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」では、鳥獣の保護が特に必要である区域を鳥獣保護区として指定しています。

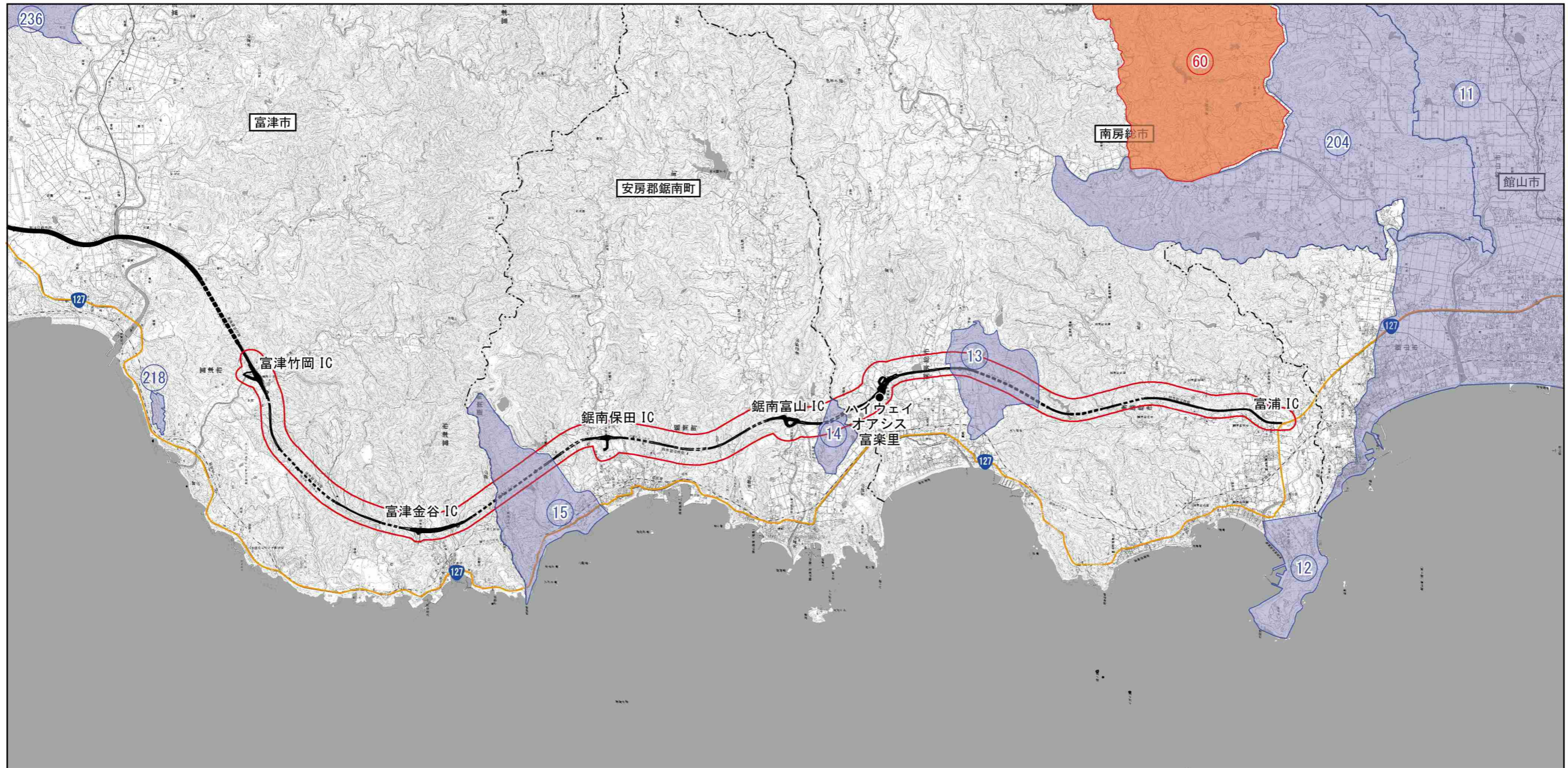
事業実施想定区域及びその周囲においては、三芳鳥獣保護区、岩婦特定猟具使用禁止区域(銃器)、田子台特定猟具使用禁止区域(銃器)、鋸山特定猟具使用禁止区域(銃器)等が指定されています。鳥獣保護区等の指定状況は、表 3.2-29 及び図 3.2-12 に示すとおりです。

表 3.2-29 鳥獣保護区等の指定状況

番号	名称	所在地	面積 (ha)	期間
60	三芳鳥獣保護区	南房総市	1,013	R02.11.1~R12.10.31
11	安房中央特定猟具使用禁止区域(銃器)	館山市、南房総市	2,353	H30.11.1~R10.10.31
12	大房岬特定猟具使用禁止区域(銃器)	南房総市	94	H30.11.1~R10.10.31
13	岩婦特定猟具使用禁止区域(銃器)	南房総市	125	R01.11.1~R11.10.31
14	田子台特定猟具使用禁止区域(銃器)	安房郡鋸南町	52	H26.11.1~R06.10.31
15	鋸山特定猟具使用禁止区域(銃器)	安房郡鋸南町	310	H29.11.1~R09.10.31
204	三芳特定猟具使用禁止区域(銃器)	南房総市	1,672	R02.11.1~R12.10.31
218	天羽マリンヒル 特定猟具使用禁止区域(銃器)	富津市	14	H24.11.1~R04.10.31
236	田倉特定猟具使用禁止区域(銃器)	君津市、富津市	1,300	H26.11.1~R06.10.31

注) 特定猟具使用禁止区域とは、特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等を禁止する必要があると認める区域を、特定猟具の種類ごとに指定する区域です。千葉県では、「特定猟具使用禁止区域(銃器)」及び「特定猟具使用禁止区域(銃器・わな)」の2種類の区域が指定されています。

出典：「令和2年度 千葉県鳥獣保護区等位置図(南部地区)」(令和2年11月1日現在、千葉県)



凡例

- 事業実施想定区域
- 既存自動車専用道路
- - - 既存自動車専用道路（トンネル部）
- · - · - 市町界
- 県指定鳥獣保護区
- 特定猟具使用禁止区域（銃器）

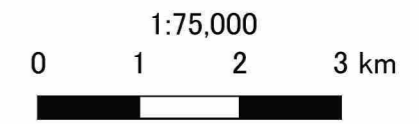


図 3.2-12 鳥獣保護区

出典：「令和2年度 千葉県鳥獣保護区等位置図（南部地区）」（令和2年11月1日現在、千葉県）

## 26) 都市計画法第八条第1項第七号の規定により定められた風致地区の区域

風致地区は、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市景観の保全を図るため風致の維持が必要な地域を都市計画の中で指定するものであります。

事業実施想定区域及びその周囲においては、風致地区の指定区域は存在しません。

## 27) 景観法第八条第1項により景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画(景観計画)

事業実施想定区域及びその周囲においては、館山市が景観行政団体に指定されており、景観計画が策定済みです。

現状変更の規制等を受ける景観重要建造物及び景観重要公共施設の指定候補例は、表 3.2-30、図 3.2-13 に示すとおりです。

### (1) 館山市

館山市は、平成19年4月に景観行政団体となり、歴史や文化、地形、気候などがもたらす「館山という舞台」を守り、そしてこれまで市民が、暗黙のルールの中で当たり前に行ってきた「営み」を誰でも明確にわかるようにすることを目的とし、令和元年6月に「館山市景観計画」が策定されました。

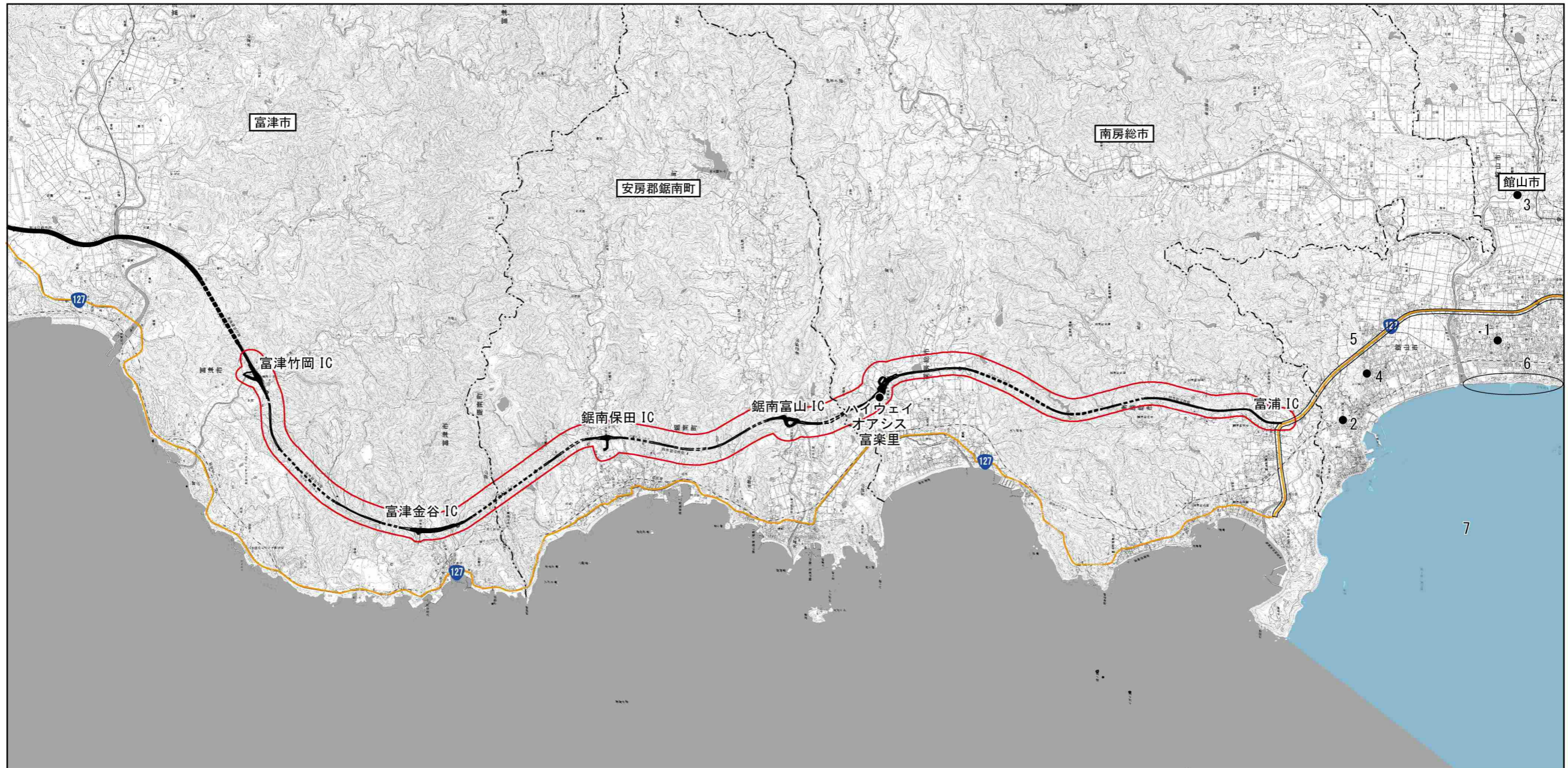
「館山市景観計画」では、市全域を景観計画区域とし、主に地形や土地利用などの景観特性をもとに6つのゾーンと景観軸に区分し、景観まちづくりの方針を示しています。

事業実施想定区域及びその周囲においては、「沿道景観軸」に属しており、「館山市の玄関口として、おもてなしの景観づくり」を景観形成の方針としています。

表 3.2-30 景観重要建造物及び景観重要公共施設の指定候補例

番号	名称	種別
1	鶴谷八幡宮本殿	景観重要建造物指定候補
2	JR 那古船形駅	景観重要建造物指定候補
3	滝川のびゃくしん	景観重要樹木指定候補
4	那古寺の大蘇鉄	景観重要樹木指定候補
5	国道127号(館山バイパス)	景観重要公共施設指定候補
6	北条海岸・鏡ヶ浦通り	景観重要公共施設指定候補
7	館山湾	景観重要公共施設指定候補

出典：「館山市景観計画」(令和元年6月、館山市)



凡例

- 事業実施想定区域
- 既存自動車専用道路
- - - 既存自動車専用道路（トンネル部）
- · - · - 市町界
- 景観重要建造物、景観重要樹木指定候補
- 景観重要公共施設指定候補

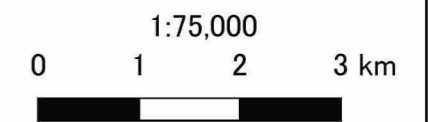


図 3.2-13 景観重要建造物及び  
景観重要公共施設の  
指定候補

出典：「館山市景観計画」（令和元年6月、館山市）

28) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第五条第1項の規定により市町村が定める歴史的風致の維持及び向上に関する計画(「歴史的風致維持向上計画」)

歴史まちづくり法は、歴史的風致の維持向上を図ろうとする市町村が策定する歴史的風致維持向上計画を主務大臣(文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣)が認定し、その取組を支援するものです。

事業実施想定区域及びその周囲においては、歴史的風致維持向上計画の策定は行われていません。

29) その他の環境の保全を目的として法令等に規定する区域等の状況

(1) 「保護林の再編・拡充について」により指定された保護林の区域

「保護林」は、原生的な天然林などを保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目的としている国有林野です。

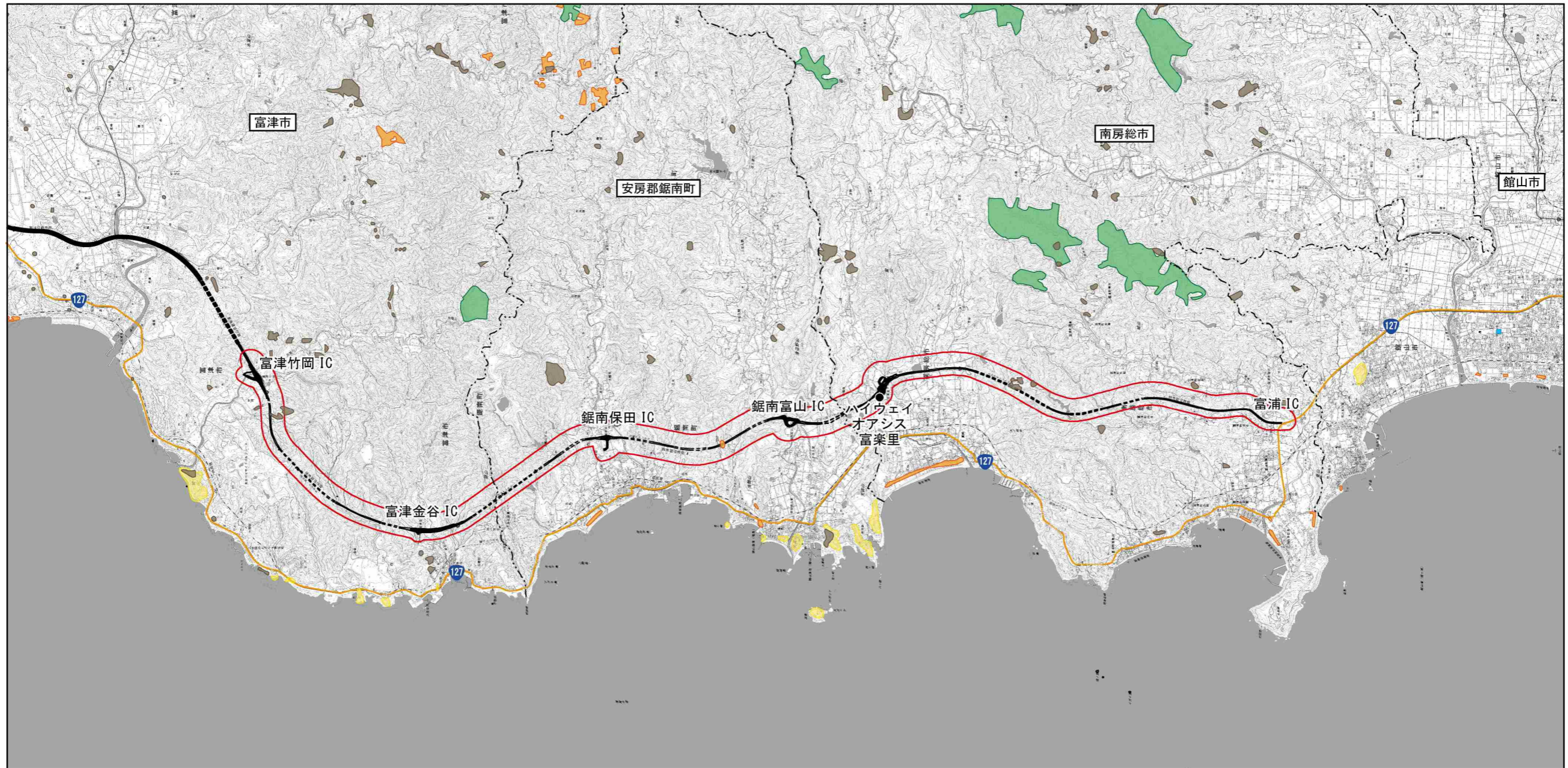
事業実施想定区域及びその周囲においては、保護林の区域は存在しません。

(2) 森林法第二十五条の規定により指定された保安林の状況

「森林法」に基づき、水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全の場の提供等の公共目的を達成するため、特にこれらの機能尾を發揮する必要がある森林を「保安林」として指定されています。

事業実施想定区域及びその周囲においては、図 3.2-14 に示すとおり保安区域の指定があります。





凡例

- 事業実施想定区域
- 既存自動車専用道路
- - - 既存自動車専用道路（トンネル部）
- · - · - 市町界
- 水源かん養保安林
- 土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林
- 飛砂防備保安林、防風保安林、水害防備保安林、潮害防備保安林、干害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林、防火保安林
- 魚つき保安林、航行目標保安林
- 保健保安林、風致保安林



図 3.2-14 保安林の指定状況

出典：「千葉県中部林業事務所管内図」（平成 29 年 3 月、千葉県中部林業事務所）  
「千葉県南部林業事務所管内図 安房地区」（平成 28 年 3 月、千葉県南部林業事務所）

### 30) その他の指定状況等

#### (1) 砂防法に基づく砂防指定地の状況

「砂防法」では、豪雨等による山崩れ、河床の浸食等の現象に伴う不安定な土砂の発生及びその流出による土砂災害を防止することにより、望ましい環境の確保と河川の治水、利水上の機能の保全を図ることを目的に、砂防指定地を指定しています。

事業実施想定区域及びその周囲においては、表 3.2-31 及び図 3.2-15 に示すとおり、20 溪流指定されています。

表 3.2-31 砂防指定地

所在地	水系名	溪流名	面積(ha)
南房総市	岩井川	岩井川	21.2
		大川	1.26
		川谷堀川・川谷堀川右支川	4.50
		馬場川	0.26
	平久里川	平久里川	79.38
		増間川	6.46
		長沢川	2.58
		外野川	3.24
		谷川	2.71
		大塚川	8.89
	岩井川	合戸	29.26
平久里川	伊予川	4.26	
安房郡鋸南町	佐久間川	佐久間川	128.17
	保田川	保田川	10.56
富津市	湊川	相川	352.84
		志駒川	14.01
		田島川	0.35
		東沢川	22.10
	白狐川	白狐川	226.08
		寺崎川	1.77

注)川谷堀川及び川谷堀川右支川は各々の指定地を1溪流として計上しています。

出典：「砂防指定地について」(更新日：令和2年1月21日、千葉県ホームページ)

(2) 地すべり等防止法による地すべり防止区域の状況

「地すべり等防止法」では、地すべり等による被害を除去し、又は軽減するため、これを防止し国土の保全と民生の安定に資することを目的に、地すべり防止区域を指定しています。

事業実施想定区域及びその周囲においては、表 3.2-32 及び図 3.2-15 に示すとおり、12 区域が指定されています。

表 3.2-32 地すべり防止区域

所在地		地すべり地域名	指定面積(ha)
南房総市	増間	増間	500.00
	二部・検儀谷	二部・検儀谷	61.00
	宮谷	富山	55.90
	吉沢	吉沢	65.00
	平久里下	平久里下	32.00
	平久里中	平久里中 <sup>注1)</sup>	38.80
			35.10
	山田	平群	211.70
	平久里中	野々塚	138.60
安房郡鋸南町	市井原	市井原	14.70
	横根	横根	24.50
富津市	山中	上畑	25.60
		山中 <sup>注2)</sup>	188.50
			89.28
	金谷	富貴	12.40

注1) 地すべり地域名「平久里中」の指定面積について、上段は昭和37年10月7日(建告示第2585号)、下段は昭和55年12月2日(建告示第1809号)に指定されたものです。

注2) 地すべり地域名「山中」の指定面積について、上段は昭和42年4月28日(建告示第1562号)、下段は平成16年3月26日(国告示第372号)に指定されたものです。

出典:「地すべり防止区域一覧」(更新日:令和元年5月20日、千葉県ホームページ)

(3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊危険区域の状況

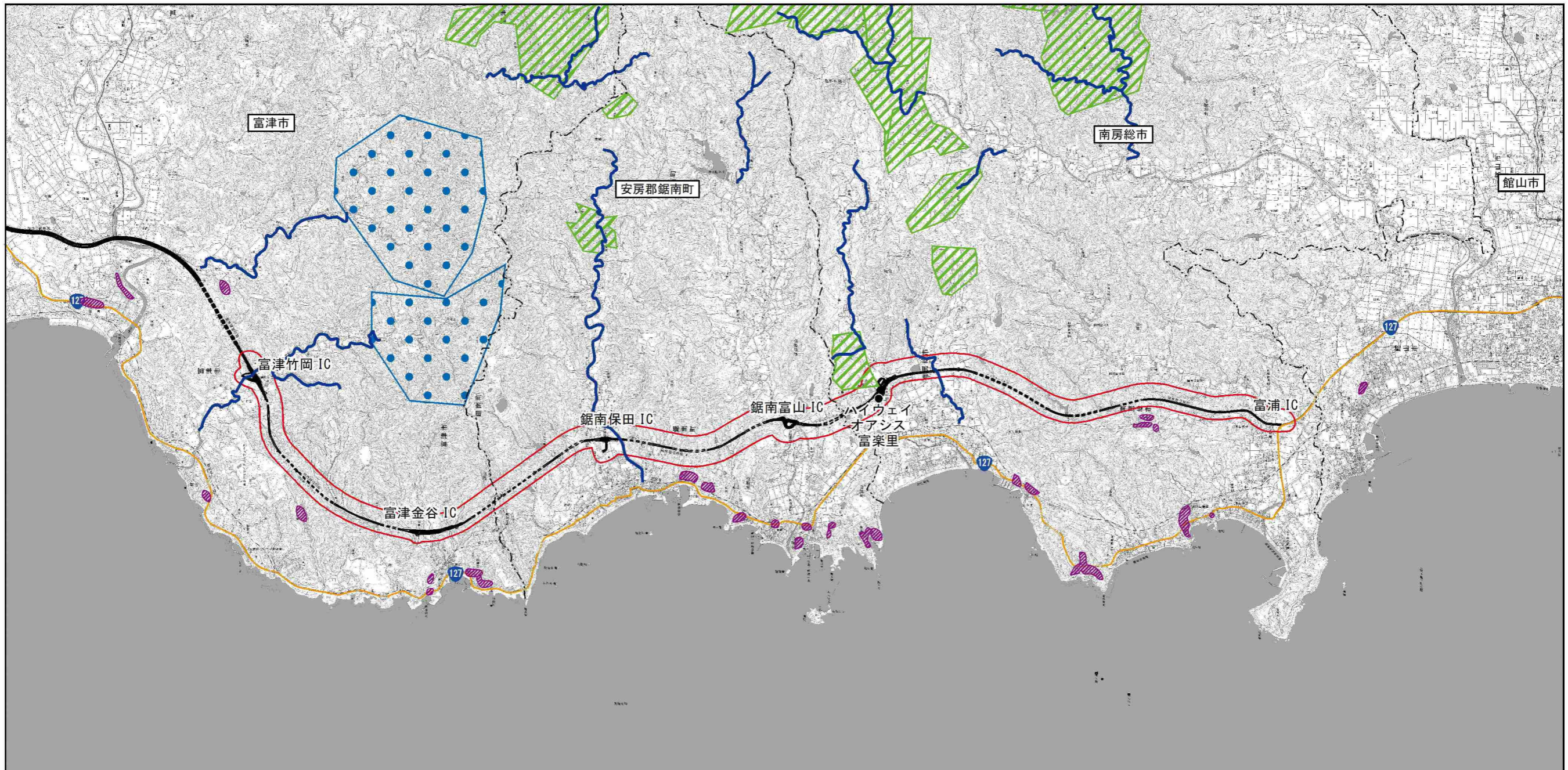
「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」では、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止し、その崩壊に対して警戒避難体制を整備する等の措置を講じ、民生の安定と国土の保全とに資することを目的に、急傾斜地崩壊危険区域を指定しています。

事業実施想定区域及びその周囲においては、表 3.2-33 及び図 3.2-15 に示すとおり、29箇所が指定されています。

表 3.2-33 急傾斜地崩壊危険区域

	所在地	地区名	指定面積(m <sup>2</sup> )
館山市	那古字那古山	那古山	78,213.00
南房総市	富浦町豊岡	宮ノ台	1,801.62
	富浦町豊岡	坂ノ下	52,675.50
	富浦町丹生	丹生の1	9,998.67
	富浦町丹生	丹生の2	18,235.17
	富浦町丹生	丹生の3	14,014.11
	富浦町南無谷	石小浦	27,832.94
	富浦町南無谷	小浜	34,877.30
	小浦	南ケ谷	4,076.97
	小浦字向町	向町	4,301.61
安房郡鋸南町	岩井袋字磯ケ谷	磯ケ谷	16,541.44
	岩井袋	岩井袋	34,129.09
	内宿	内宿	29,001.89
	板井ケ谷	板井ケ谷	18,660.84
	勝山	勝山	2,475.91
	勝山字大黒	大黒山	22,000.92
	竜島	玉ノ井	1,617.18
	大六字砂田	大六	15,913.78
	吉浜字日蔭	日蔭	12,361.63
	吉浜字亀磯	亀磯	15,913.78
富津市	金谷字本町	田尻	25,277.39
	金谷	金谷新町	24,024.69
	金谷	鬼ケ谷1	12,459.65
	金谷	鬼ケ谷2	6,592.94
	金谷字富貴	金谷	20,528.36
	萩生字木出根	谷萩	15,685.08
	数馬	数馬	26,062.88
	湊	湊	35,706.44
	相川	相川	20,110.61

出典：「急傾斜地崩壊危険区域一覧」（更新日：令和3年1月26日、千葉県ホームページ）



凡例

- 事業実施想定区域
- 既存自動車専用道路
- - - 既存自動車専用道路（トンネル部）
- · - · - 市町界
- } 砂防指定地
- } 砂防指定地
- 地すべり防止区域
- 急傾斜地指定区域

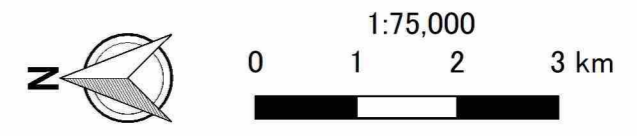


図 3.2-15 砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域図

出典：「君津土木事務所管内図」（令和 3 年、千葉県君津土木事務所）  
「安房土木事務所管内図」（令和 2 年、千葉県安房土木事務所）

(4) 特定建設作業の騒音に係る規制基準

「騒音規制法」に基づく特定建設作業に係る規制基準は表 3.2-34 に、区域区分は表 3.2-35 に示すとおりです。

なお、南房総市及び安房郡鋸南町は騒音規制法に基づく地域の指定がされていません。

表 3.2-34 特定建設作業騒音に係る規制基準

規制項目	第1号区域	第2号区域	適用除外作業
敷地境界における騒音の大きさ	規制基準 85 デシベル		—
作業ができない時間	午後7時から 翌日午前7時まで	午後10時から 翌日午前6時まで	イ. 災害や非常事態時の緊急作業 ロ. 生命身体に対する危険防止のための作業 ハ. 鉄道又は軌道の正常運行を確保するための作業 ニ. 道路法により占有許可条件に夜間作業が指定された場合 ホ. 道路交通法により使用許可条件に夜間作業が指定された場合
1日あたりの作業時間	10時間	14時間	イ. 災害や非常事態時の緊急作業 ロ. 生命身体に対する危険防止のための作業
同一場所における作業時間	連続6日間		イ. 災害や非常事態時の緊急作業 ロ. 生命身体に対する危険防止のための作業
日曜・休日における作業	禁止		イ. 災害や非常事態時の緊急作業 ロ. 生命身体に対する危険防止のための作業 ハ. 鉄道又は軌道の正常運行を確保するための作業 ニ. 変電所の変更工事で従事者の生命及び身体の安全を確保する作業 ホ. 道路法により占有許可条件に休日作業が指定された場合 ヘ. 道路交通法により使用許可条件に休日作業が指定された場合
◆特定建設作業			
1. くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。） 2. びょう打機を使用する作業 3. さく岩機を使用する作業 <sup>注1</sup> 4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。） 5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。） 6. バックホウ（一定の限界を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。）を使用する作業 7. トラクターショベル（一定の限界を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。）を使用する作業 8. ブルドーザー（一定の限界を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。）を使用する作業			

表 3.2-35 各自治体における特定建設作業騒音に係る地域の区域区分

市名	区域区分	指定区域
館山市	第1号区域	第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域のうち学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第二条第七項に規定する幼保連携認定子ども園敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域
	第2号区域	指定地域のうち、第1号区域の区域
富津市	第1号区域	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域のうち大字新井字広田、仲田及び三門地先の国道16号の両側50メートルの地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域のうち学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第二条第七項に規定する幼保連携認定子ども園敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域
	第2号区域	指定地域のうち、第1号区域以外の区域

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に基づく区域の指定について」(平成24年3月、館山市告示第28号)  
「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に基づく区域の指定」(平成24年3月、富津市告示第71号)

特定建設作業の騒音は各自治体の「環境保全条例」又は「公害防止条例」で規制されており、規制基準は表 3.2-36 に、規制対象作業は表 3.2-37 に示すとおりです。

表 3.2-36 各自治体の条例に基づく特定建設作業の騒音に係る規制基準

市町名	規制項目	敷地境界における騒音の大きさ	作業ができない時間	1日当たりの作業時間	同一場所における作業時間	日曜・祝日における作業時間
館山市		85	午後7時から 翌日午前7時まで	10時間以内	連続6日以内	禁止
南房総市	1	85				
	2	80				
	3～10	75				
安房郡 鋸南町	1	85				
	2	80				
	3	75	午後9時から 翌日午前6時まで	連続1月以内		
	4,5		午後7時から 翌日午前7時まで	-		
6	-					
富津市		85	午後7時から 翌日午前7時まで		連続6日以内	

注1) 南房総市及び安房郡鋸南町は表 3.2-37 に示す作業の種類によって規制基準が定められています。

注2) 安房郡鋸南町の規制基準は、敷地の境界線から30メートルの地点における数字です。

出典：「館山市公害防止条例施行規則」（昭和48年3月、館山市）

「南房総市公害防止条例施行規則」（平成18年3月、南房総市）

「鋸南町公害防止条例施行規則」（昭和47年3月、安房郡鋸南町）

「富津市環境条例施行規則」（平成16年9月、富津市）



表 3.2-37 各自治体の条例に基づく特定建設作業の騒音に係る規制基準(規制対象作業)

市町名	作業の種類
館山市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業</li> <li>2. びょう打機及びインパクトレンチを使用する作業</li> <li>3. さく岩機(ブレーカーを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業にかかる2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る)</li> <li>4. 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)</li> <li>5. コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)</li> <li>6. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業</li> <li>7. 舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては1日における当該作業にかかる2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)</li> <li>8. ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)</li> <li>9. ブルドーザー、パワーショベル、バックホー(0.2m<sup>3</sup>以上)その他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業</li> <li>10. 振動ローラーを使用する作業</li> </ol>
南房総市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業</li> <li>2. びょう打機及びインパクトレンチを使用する作業</li> <li>3. さく岩機(ブレーカーを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)</li> <li>4. 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)</li> <li>5. コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練容量が200キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)</li> <li>6. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業</li> <li>7. 舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)</li> <li>8. ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)</li> <li>9. ブルドーザー、パワーショベル、バックホーその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業</li> <li>10. 振動ローラーを使用する作業</li> </ol>
安房郡 鋸南町	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)</li> <li>2. 鋳打機を使用する作業</li> <li>3. さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)</li> <li>4. 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)</li> <li>5. コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練容量が200キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)</li> <li>6. ブルドーザー及びトラクターショベルを使用する作業</li> </ol>
富津市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機またはくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業</li> <li>2. びょう打機及びインパクトレンチを使用する作業</li> <li>3. さく岩機(ブレーカーを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)</li> <li>4. 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)</li> <li>5. コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)またはアスファルトプラント(混練機の混練容量が200キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)</li> <li>6. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業</li> <li>7. 舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離50メートルを超えない作業に限る。)</li> <li>8. ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)</li> <li>9. ブルドーザー・パワーショベル・バックホーその他これに類する整地機または掘削機を使用する作業</li> <li>10. 振動ローラーを使用する作業</li> </ol>

(5) 特定建設作業の振動に係る規制基準

「振動規制法」に基づく特定建設作業に係る規制基準は表 3.2-38 に、区域区分は表 3.2-39 に示すとおりです。

なお、南房総市及び安房郡鋸南町は振動規制法に基づく地域の指定がされていません。

表 3.2-38 特定建設作業振動に係る規制基準

規制項目	第1号区域	第2号区域	適用除外作業
敷地境界における騒音の大きさ	規制基準 75 デシベル		—
作業ができない時間	午後7時から翌日午前7時まで	午後10時から翌日午前6時まで	イ. 災害や非常事態時の緊急作業 ロ. 生命身体に対する危険防止のための作業 ハ. 鉄道又は軌道の正常運行を確保するための作業 ニ. 道路法により占用許可条件に夜間作業が指定された場合 ホ. 道路交通法により使用許可条件に夜間作業が指定された場合
1日あたりの作業時間	10時間	14時間	イ. 災害や非常事態時の緊急作業 ロ. 生命身体に対する危険防止のための作業
同一場所における作業時間	連続6日間		イ. 災害や非常事態時の緊急作業 ロ. 生命身体に対する危険防止のための作業
日曜・休日における作業	禁止		イ. 災害や非常事態時の緊急作業 ロ. 生命身体に対する危険防止のための作業 ハ. 鉄道又は軌道の正常運行を確保するための作業 ニ. 変電所の変更工事に従事者の生命及び身体の安全を確保する作業 ホ. 道路法により占用許可条件に休日作業が指定された場合 ヘ. 道路交通法により使用許可条件に休日作業が指定された場合
<p>◆特定建設作業</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい打くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（油圧式くい打くい抜機を除く。）</li> <li>2. 鉄球を使用して建設物その他の工作物を破壊する作業</li> <li>3. 舗装板破碎を使用する作業<sup>注)</sup></li> <li>4. ブレーカー（手持ち式のものを除く。）を使用する作業</li> </ol>			

注) 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

出典：「振動規制法施行規則」（平成27年4月、環境省令第19号）

表 3.2-39 各自治体における特定建設作業振動に係る地域の区域区分

市名	区域区分	指定区域
館山市	第1号区域	第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域のうち学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第二条第七項に規定する幼保連携認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートルの区域
	第2号区域	指定地域のうち、第1号区域以外の区域
富津市	第1号区域	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域のうち学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第二条第七項に規定する幼保連携認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートルの区域
	第2号区域	指定地域のうち、第1号区域以外の区域

出典：「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する指定について」（平成24年3月、館山市告示第27号）  
「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域の指定」（平成24年3月、富津市告示第75号）

特定建設作業の振動は各自治体の「環境保全条例」又は「公害防止条例」で規制されており、規制基準は表 3.2-40 に、規制対象作業は表 3.2-37 に示すとおりです。

表 3.2-40 各自治体の条例に基づく特定建設作業の振動に係る規制基準

市町名		規制項目	敷地境界における振動の大きさ	作業ができない時間	1日当たりの作業時間	同一場所における作業時間	日曜・祝日における作業時間
館山市	1, 4, 6~10	75	75	午後7時から翌日午前7時まで	10時間以内	連続6日以内	禁止
南房総市	1, 4, 6~10						
富津市	1, 4, 6~10						

注)南房総市及び富津市は表 3.2-37 に示す作業の種類によって規制基準が定められています。

出典：「館山市公害防止条例施行規則」(昭和48年3月、館山市)

「南房総市公害防止条例施行規則」(平成18年3月、南房総市)

「富津市環境条例施行規則」(平成16年9月、富津市)

### 3.2.8 地域における計画・戦略・目標等

#### 1) 地方公共団体が策定した環境に関する計画や総合的な計画等

##### (1) 千葉地域公害防止計画

千葉県では、「環境基本法」に基づき平成 29 年 3 月 28 日に「千葉地域公害防止計画」を作成しました。

本計画は、昭和 45 年の「千葉・市原地域に係る公害防止計画」から続く、県内の公害が著しい地域等を対象とした、公害防止施策に関する計画であり、今回の計画は平成 28 年度から平成 32 年度までを計画期間としています。

対象地域は、千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、印西市及び白井市の 21 市が指定されています。

主要な課題として「印旛沼、手賀沼の水質汚濁対策」、「東京湾の水質汚濁対策」、「地下水汚染対策」が挙げられており、それら主要課題に係る環境基準の達成が目標として設定されています。

##### (2) 環境基本計画

###### a) 千葉県

千葉県では、平成 20 年度に策定した第二次千葉県環境基本計画（平成 27 年 3 月に一部改訂）の計画期間が平成 30 年度までであることから、第三次となる千葉県環境基本計画を平成 31 年 3 月に策定しました。

この計画では、千葉県が持つ可能性を最大限に生かし、県民をはじめとする各主体の協力の下、『恵み豊かで持続可能な千葉』の実現を「目指す将来の姿」として、5 つの基本目標を示しています。さらに、5 つの基本目標の達成に向けて、6 つの政策分野、23 の施策項目を設定し、それぞれに「現況と課題」「目指す環境の姿」「主な取組」「計画の進捗を表す指標」が示されています。

この計画は、2019 年度を初年度とし、2028 年度を目標年次とする 10 カ年計画としており、環境に関する新たな課題や、社会経済情勢の変化等が生じた場合は、必要に応じて適宜見直しを行うとしています。

###### b) 富津市

富津市では、平成 19 年 5 月に「富津市環境基本計画」を策定し、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきましたが、平成 28 年度末で計画期間が終了することから、「第 2 期富津市環境基本計画」を策定しました。

新たな計画では、目指すべき環境像を「豊かな自然が残り 多様な緑が織りなすまち 富津」とし、市（行政）、市民、事業者が連携しながら各種の取り組みを推進しています。

この計画は、平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間としています。

c) 南房総市

南房総市では、市の良好な環境を将来世代に引き継いでいくため、市、事業者、市民及び滞在者が共通の問題意識のもと、ともに環境の保全と創造に取り組むための指針となるものとして、平成 22 年 3 月に「南房総市環境基本計画」を策定しました。

環境基本計画の望ましい環境像を「みんなで考え、みんなで作る環境のまち 南房総」とし、その実現のため、地球環境、資源循環環境、自然環境、生活環境、環境保全活動の 5 つに関する内容を基本目標として設定し、15 の基本方針を示しています。

この計画は、平成 22 年度から平成 31 年度の 10 年間としており、更新版は今年度中に公表される予定です。

(3) 環境に関する条例の指定状況

事業実施想定区域及びその周囲における地方公共団体が設定した環境に関する条例の指定状況は、表 3.2-41 に示すとおりです。

表 3.2-41 環境に関する条例の指定状況

市町村名	名称	告示年月日
千葉県	千葉県環境基本条例	平成 7 年 3 月 10 日 条例第 2 号
	千葉県環境保全条例	平成 7 年 3 月 10 日 条例第 3 号
	千葉県環境影響評価条例	平成 10 年 6 月 19 日 条例第 26 号
館山市	館山市公害防止条例	昭和 47 年 10 月 2 日 条例第 38 号
	館山市環境基本条例	平成 15 年 12 月 24 日 条例第 27 号
南房総市	南房総市環境基本条例	平成 19 年 12 月 21 日 条例第 37 号
	南房総市公害防止条例	平成 18 年 3 月 20 日 条例第 140 号
安房郡鋸南町	鋸南町公害防止条例	昭和 47 年 3 月 2 日 条例第 13 号
富津市	富津市環境条例	平成 16 年 3 月 26 日 条例第 20 号

出典：「2020(令和 2)年版千葉県環境白書」(令和 3 年 3 月、千葉県環境生活部環境政策課)

### 3.2.9 その他の事項

#### 1) 廃棄物の処理及び施設の状況

事業実施想定区域及びその周囲が該当する4自治体におけるごみ処理量は、表3.2-42に示すとおりです。平成30年度においてごみ処理量が最も多いのは館山市で20,477t、最も少ないのは鋸南町安房郡で3,092tとなっています。

また、事業実施想定区域及びその周囲においては、表3.2-43及び図3.2-16に示すとおり、産業廃棄物処理業者のうち、中間処理施設が3ヶ所存在し、一般廃棄物処理施設のうち、最終処分場及び中間処理施設がそれぞれ1か所ずつ存在します。

表 3.2-42 ごみ処理の状況

単位：t

市町村名	処理内訳				
	合計	直接焼却	直接最終処分	焼却以外の中間処理	直接資源化
館山市	20,477	16,751	-	2,155	1,571
南房総市	15,388	11,925	187	2,043	1,233
安房郡鋸南町	3,092	2,550	2	540	-
富津市	17,142	14,582	-	2,090	470
小計	56,099	45,808	189	6,828	3,274
県合計	1,978,370	1,571,453	2,118	266,356	138,443

出典：「平成30年度 清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）」

（更新日：令和2年9月5日、千葉県環境生活部）

表 3.2-43(1) 中間処理業者（産業廃棄物処理業者）の施設一覧

市町村名	No.	業者名	施設の設置場所
館山市	1	(有)下田興業	館山市正木542番外
安房郡鋸南町	2	千葉美装(株)	安房郡鋸南町奥字相ノ尾662番1の一
	3	(有)美研	安房郡鋸南町下佐久間字下平池853番外

出典：「産業廃棄物処理業者名簿」（更新日：令和2年11月5日、千葉県ホームページ）

表 3.2-43(2) 中間処理施設（一般廃棄物）の施設一覧

市町村名	No.	施設名	施設の設置場所
南房総市	4	大谷クリーンセンター	南房総市検儀谷260

注）事業者：鋸南地区環境衛生組合

出典：「平成28年度清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）」

（発表日：平成30年10月4日 千葉県環境生活部循環型社会推進課）

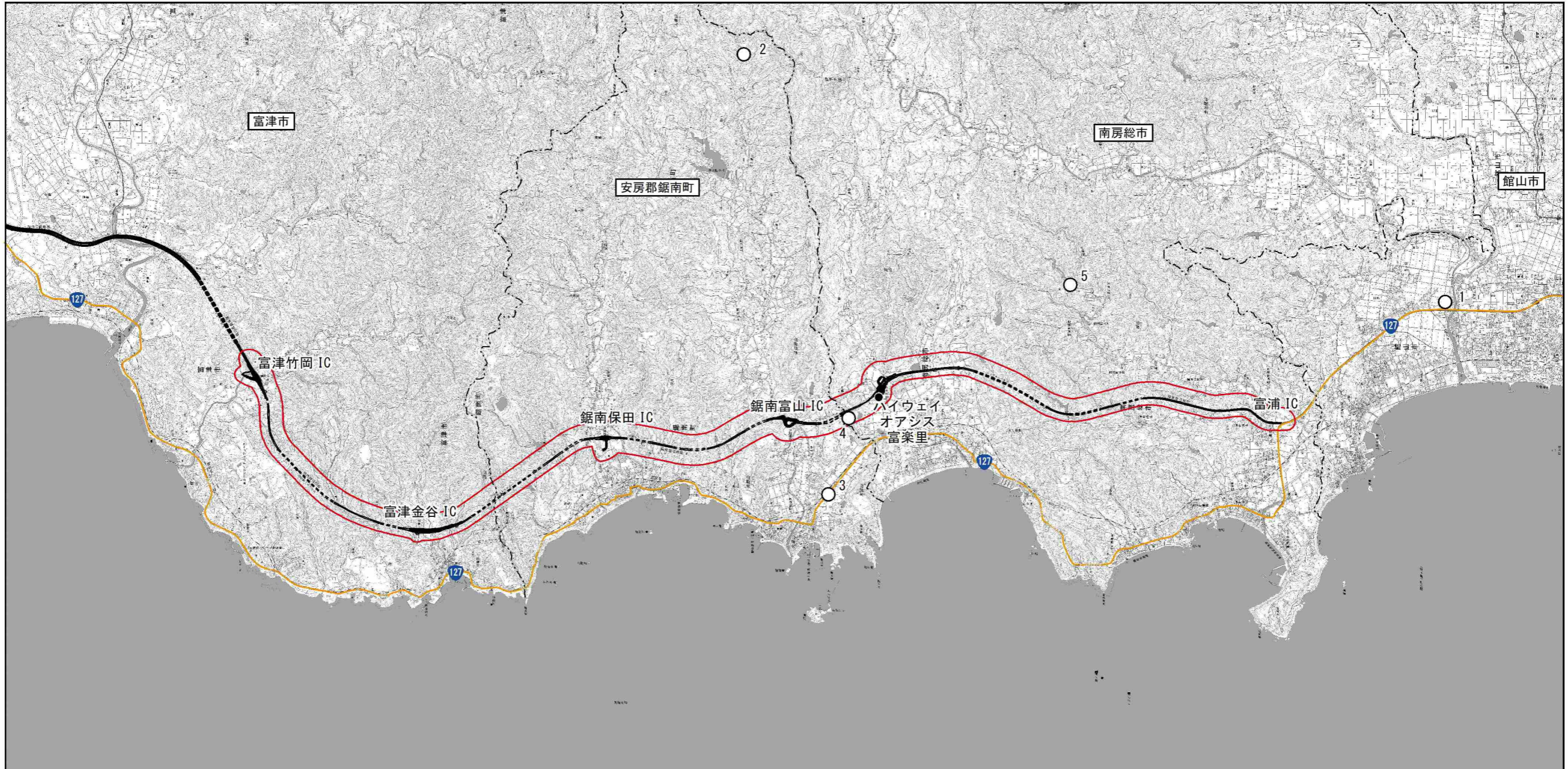
表 3.2-43(3) 最終処分場（一般廃棄物）の施設一覧

市町村名	No.	施設名	施設の設置場所
南房総市	5	青木山一般廃棄物最終処分場	南房総市富浦町大津字青木山937-1

注）事業者：鋸南地区環境衛生組合

出典：「平成28年度清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）」

（発表日：平成30年10月4日 千葉県環境生活部循環型社会推進課）



凡例

- 事業実施想定区域
- 既存自動車専用道路
- - - 既存自動車専用道路（トンネル部）
- · - · - 市町界
- 廃棄物処理業者  
（中間処理施設・最終処分場の設置場所）

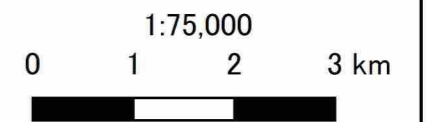


図 3.2-16 廃棄物処理業者所在位置

出典：「産業廃棄物処理業者名簿」（更新日：令和2年11月5日、千葉県ホームページ）



## 2) 土地区画整理事業の状況

事業実施想定区域及びその周囲においては、事業進捗中の土地区画整理事業はありません。

## 3) 公害苦情の状況

事業実施想定区域及びその周囲が該当する4自治体における令和元年度の公害苦情件数の状況は、表3.2-44に示すとおりです。

令和元年度の苦情件数で最も多い典型七公害は、館山市、富津市では大気、南房総市では騒音となっています。

表 3.2-44 公害苦情件数の状況（令和元年度）

市町村名	典型七公害							その他	合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭		
館山市	27	5	—	2	—	—	8	118	160
南房総市	—	—	—	2	—	—	1	64	67
安房郡鋸南町	—	—	—	—	—	—	—	—	—
富津市	30	1	1	4	—	—	10	103	149

出典：「令和元年度 公害苦情調査結果報告書」（令和3年1月、千葉県環境生活部）